

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

変革には、その過程で必ず摩擦が生じ、痛みが伴います。決断が遅れると、問題はますます深刻になってきます。変革が先送りされて瀕死の状態だった日産をカルロス・ゴーンが、J A Lを稻盛和夫が、再生させました。組織をあるべき形に変えられるかどうかは、慣習に囚われず、捨てるべきものを捨てるトップのクールな分析力と大胆な行動力に左右されます。希望を失わず熱意と努力を積み重ねていけば、明日が見えています。

桑田圭祐はおっちょこちょいな人気者でありたいと願い、歌を創り続けています。

私の書棚より

○改善とは、単なる作業効率を上げるアイデアや、利益を捻出するための合理化策といったものではありません。むしろ会社全体の方向性を変えたり、体質を変えていく考え方や思想です。

○お客様が望むモノを、多能工化した最少の人と機械でゆっくりジャストインタイムで造るなら、場所は小さくて済む。都会に立地できるメリットに気づき、活かせるように、自社のモノづくりを変えることだ。

「改善の急所」

柿内幸夫著 日本経営合理化協会出版

税務アンテナ

□平成 26 年 4 月 1 日以後の資産の譲渡と課税仕入れから、消費税の税率が 8 %に改正される見込みです。

工事や製造に係る請負契約等では、平成 25 年 10 月 1 日の前日までに契約が締結され、その契約に基づいて平成 26 年 4 月 1 日以後に譲渡等を行う場合には、改正前の 5 %の税率が適用できます。また、運賃、映画、美術館等の入場料金その他不特定多数の者に対する譲渡に係るものを平成 26 年 4 月 1 日以前に領収している場合には、その対価の領収に係る資産の譲渡等が平成 26 年 4 月 1 日以後であっても、改正前の 5 %の税率が適用できます。

□平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産について、定率法の償却率が 250 %から 200 %に改正されました。耐用年数の期間内の償却額は変わりませんが、取得当初の償却額が抑制されることになります。

この改正により「旧定率法」、「250 % 定率法」、「200 % 定率法」の 3 種類の定率法が併存し、事務負担が煩雑になるため、経過措置が設けられています。

改正事業年度においては平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したものでも 250 % 定率法も選択できます。また、これまでの 250 % 定率法適用資産を税務署長に届出ることにより 200 % 定率法により償却限度額を計算することができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務

スケジュール

10日	○ 7月分の源泉所得税の納付
31日	○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 9月、12月、24年4月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の 24 年分消費税等の中間申告

31日	○ 8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『満腹は一時的な満足しか与えてくれないが、空腹は忍耐と知恵を与えてくれる』 by 山口徳行